

基本情報

案件名：第2次尼崎市人権教育・啓発推進基本計画の策定に係る
「基本情報」及び「政策形成プロセス計画書」の公表について

局課名：市民協働局 ダイバーシティ推進課

現状	<p>本市では、「人権文化の息づくまち・あまがさき」の実現をめざして、同和問題をはじめとする人権問題の解決に向け、総合的かつ効果的な人権教育や啓発活動を推進していくために、平成22年に「尼崎市人権教育・啓発推進基本計画」を改訂し、様々な人権問題に対して、啓発活動などの事業を推進してきた。</p> <p>当計画の計画期間が平成31年度で終了することから、「第2次尼崎市人権教育・啓発推進基本計画」(以下「次期計画」という。)を策定し、平成32年度から10年間の取組の方向性を整理する必要がある。</p>
問題点、課題	<p>より実効性のある計画を策定するためには、これまでの取組内容を振り返り、課題を整理するとともに、市民の人権問題に関する意識を把握し、次期計画にいかす必要がある。</p>
施策の策定にあたっての考え方	<ul style="list-style-type: none">・現計画に記載されている事業の実施状況については、毎年度人権教育・啓発推進懇話会による協議を行っている。本市での、これまでの人権問題にかかる取組を踏まえ、人権を取巻く社会環境の変化やますます多様化する人権課題に的確に対応するために、人権問題にかかる施策の進むべき方向性などに関する協議を行い素案を作成する。・平成30年10月に実施する「人権問題に関する市民意識調査」の結果と前回調査(平成19年実施)を比較することで、市民意識の変化を把握するなど、次期計画策定にあたっての基礎資料とする。・平成28年度に施行された差別解消に関する3つの法律「障害者差別解消法」、「ヘイトスピーチ解消法」、「部落差別解消推進法」や性的マイノリティ(少数者)等の新たな人権問題にも留意し、次期計画の策定に取り組む。